

## 令和4年度西成区区政会議 第2回西成特区構想部会 会議録

1 開催日時 令和4年8月2日（火）15時から16時まで

2 開催場所 西成労働福祉センター

3 出席者の氏名

【区政会議委員】

尾上 康夫（委員）、小西 昭子（委員）、阪本 憲一（委員）、戸崎 美恵子（委員）、東 和嗟波（委員）、松本 裕文（委員）

【市会議員】

花岡 美也（議員）、山口 悟朗（議員）

【西成区役所】

臣永 正廣（区長）、柏木 勇人（副区長）、薦田 昌弘（保健福祉担当部長）、三代 満（総務課長）、柏木 眞里子（総合企画課長）、長谷川 耕三（まちづくり推進担当課長）、古田 順正（地域支援担当課長）、内田 弘之（保健福祉課長）、鶴見 真由美（保健担当課長）、浜本 ひろみ（保健主幹）、木内 剛（総務課長代理）

4 委員に意見を求めた事項

- （1）令和4年度西成区運営方針の取組みについて
- （2）身近なテーマでの議論について

5 議事要旨

木内：それでは定刻でございますので、ただいまより令和4年度西成区区政会議第2回西成特区構想部会を開催いたします。

本日ご出席の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めます、西成区役所総務課の木内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず会議に先立ちまして、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず1枚目、令和4年度西成区区政会議第2回西成特区構想部会、こちら次第になってございます。次に、特区構想部会の委員の方と区役所職員の名簿のほうがございます。続

きまして、資料 1 としまして令和 4 年度運営方針説明用資料、資料 2 としまして議論のテーマについて、続きまして意見票となっております。

以上でございますが、不足ございますでしょうか。

あと、本日追加で、資料 2 でございますけれども、資料 2-1 と 2-2、2-3 という資料がございます。本日の、あとお手元にフィールドワークの地図の資料と、ニュースレター 3 というものを机のほうに置かせていただいております。

資料の不足等ございますでしょうか。大丈夫ですか。

木内：よろしいでしょうか。

それでは、確認事項のほうを何点か申し上げます。

本日の会議につきましては、条例で定める委員定数の 2 分の 1 以上の委員のご出席をいただいております。開催の要件を満たしていることをご報告させていただきます。また、この会議は公開となっておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。なお、本日、報道機関の取材はございません。

会議中、ご発言いただく際は、なるべくゆっくり、はっきりとお話いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

確認事項につきましては以上でございます。

それでは、開会に当たりまして臣永区長よりごあいさつを申し上げます。

臣永：皆さん、改めましてこんにちは。部会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さま、そして西成区選出の市会議員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、また折からの猛暑、炎天下、そしてコロナ禍の中でご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃より地域のためにご尽力いただいておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

本日は、今年度 2 回目の西成特区構想部会ということで、令和 4 年度西成区運営方針の取組みをご説明させていただきまして、委員の皆さまに忌憚（きたん）なきご意見を頂きたいと思っております。また、今回初の試みとして、委員の皆さまに選んでいただきました身近なテーマで議論を行っていただきます。活発な議論となることを期待のほうしておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は部会終了後に、フィールドワークといたしまして、あいりん地域の各施設をご見学いただく予定です。フィールドワークの内容につきましても、今後の活動に生かしていただければと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

木内：それでは、次に委員の方々をご紹介させていただきます。配付しております委員名簿のほうをご覧くださいませ。

では、五十音順でご紹介させていただきます。

尾上委員でございます。

尾上：こんにちは。尾上です。

木内：小西委員でございます。

小西：小西です。お願いします。

木内：阪本委員でございます。

阪本：阪本です。よろしくお願いします。

木内：戸崎委員でございます。

戸崎：戸崎です。

木内：東委員でございます。

東：よろしくお願いします。

木内：松本委員でございます。

松本：松本です。よろしくお願いいたします。

木内：本日、親川委員、辻岡委員、南委員におかれましては、ご所用のため欠席となっております。

続きまして、本日オブザーバーといたしましてご出席をいただいております、市会議員の方々を五十音順でご紹介させていただきます。

花岡議員でございます。

花岡：花岡です。よろしくお願いいたします。

木内：山口議員でございます。

山口：山口です。よろしくお願いいたします。

木内：それでは、次に区役所職員の紹介でございますが、職員につきましては配付しております名簿のほうでご確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事進行につきまして議長にお任せさせていただきます。松本議長、よろしくお願いします。

松本：それでは、早速進めさせていただきます。お手元の次第に沿って進めてまいりたいと思います。

では、議題の1、令和4年度西成区運営方針の取組みについて、事務局からご説明をお願いいたします。

三代：議長、どうもありがとうございます。いつもお世話になっております。総務課長の三代でございます。

私のほうから、議題1でございます、令和4年度西成区運営方針の取組みについてご説明をさせていただきます。

すみません。座らせていただきます。

それでは、早速でございますが、資料1をご覧くださいませでしょうか。

なお、この資料1につきましては、資料の右側、真ん中辺りと一番下に小さな数字が入っておるかと思っております。この数字で今後説明といたしますか、紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料1の1枚目、右下の番号2番でございますね。令和4年度西成区運営方針をご覧ください。

ここでは西成区の目標、使命および運営の基本的な考え方を掲載をさせていただいております。目標につきましては、昨年度と同様「すべてはこどもたちのために」をキャッチフレーズに、「未来を担う子どもたちが健やかに育ち、だれもが笑顔にあふれ、安心安全に暮らすことができるまちの実現をめざす」とさせていただいております。

また、使命、運営の基本的な考え方につきましても、ご覧の内容となっております。令和4年度におきましても、未来を担う子どもたちを中心に、地域の皆さまが安心・安全に暮らすことができるよう、さまざまな取組みを進めていくこととしております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、右下の番号3番でございますね。重点的に取り組む主な経営課題でございます。

こちらには、令和4年度の運営方針につきまして、左から経営課題、戦略、具体的な取組み、そしてこの区政会議におけます担当の部会を一覧にしたものとなっております。西成特区構想部会が担当する具体的取組は、ご覧のように上から6番目の西成区魅力発信事業、その下の新今宮エリアブランド向上事業、その下2つ飛びまして、西成区地域福祉計画推進事業、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業、そして西成版サービスハブ構築・運営事業、そしてその下6つほど飛びまして、不法投棄対策、迷惑駐輪対策、結核患者の早期発見、早期治療、結核患者の支援の充実の以上9つの取組みとなっているところでございます。

その下の4番目以降の資料では、それぞれの具体的取組ごとに、令和2年度の決算額、令和3年、4年度の予算額、そして目標、目標値、今年度の取組み内容を記載させていただいております。

この中から、時間の関係もございますが、幾つかご紹介をさせていただきます。

1枚次のページに行っていただきまして、5番の新今宮エリアブランド向上事業をご覧ください。

今年度の取組み内容にもございますように、民間事業者との連携の下、大阪ミナミの新たな玄関口といたしまして、新今宮エリアの歴史・文化・にぎわい等の魅力を発信し、「新今宮エリア」のブランディングを図っていく事業でございます。

この事業は、新今宮で当初予定しておりました、事業期間の3年目を迎えておりました、今後、民間による自走化に向け、プラットフォームの構築等にも取り組んでまいることとしております。

次に、1枚めくっていただきまして、9番の不法投棄対策をご覧ください。

この後、ごみの問題につきましてご議論いただけるということでございますので、少しこちらの不法投棄対策をご紹介をさせていただきます。こちらの取組みにつきましては、平成26年度から実施しておりました、不法投棄によるごみの収集量は着実に減少してきている状況でございます。今年度におきましても、取組み内容にもございますような、巡回

やごみの排出ルールの啓発等を行うことで、地域住民への意識付けを図ってまいりたいと考えております。

以上、2つの具体的取組についてご紹介をさせていただきましたが、残りの7つの具体的取組みにおきましても、目標達成に向け、区民の皆さまと一緒に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、令和4年度西成区運営方針の取組みについてご説明をさせていただきました。ありがとうございました。

松本：三代課長、ありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆さまから、今ご説明いただきましたことにつきましてご意見はございますでしょうか。特にございませんか。

戸崎：私は、この地で生まれて育った者なんですけれども、あの目の前ですよ、あそこの不法投棄はどうなっているんですか。皆さんどうも思わないですか。

松本：この前のというと、旧あいりん総合センターの。

戸崎：センターの前に不法投棄されてるじゃ、内容はよく分からないですけれども、あそこを通るたびに、もうこの3年4年ですか、変わらないままじゃないですか。あれはどういう状態なんですか。

松本：各委員の皆さま、ご意見があるかとは思いますが、今、現状、旧あいりん総合センターの不法投棄の今後の動向といいますか、どのようになっていくのか、どういう成り立ちで今そのままみたいなことになっているのか、事務局のほうからご説明いただくことは可能でしょうか。

長谷川：こんにちは。まちづくり推進担当の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。

あいりん総合センターの跡地につきましては、ご指摘のとおり、敷地内においてごみ等ございますけれども、現在、施設の所有者を代表いたしまして、大阪府におきまして訴訟のほうを行っている状況になってございます。私どものほうも、大阪府からは、その結果を踏まえて対応するという旨を現在お聞きしているところでございます。

状況にはなるんですけれども、以上でございます。

戸崎：例えば、所有者さんがおられるとして、一般家庭のごみ屋敷みたいになっているところなんかだったら行政が動き出して処分するじゃないですか。何であそこだけそのままなんだろうかなといつも思っているんですけれども、そういうふうには思わないですか。

松本：一般の家庭でごみ屋敷になっている場合も、割と相談員の方とかが粘り強く、高齢者の方とかがお話しになって、じわりと進めていく感じかなと思います。恐らく、ちょっと大型の施設ですので、そういうじんわりと進めていったりしている部分というのはあるのかなと思うんですけれども、なにぶん結構量とかも多いので、なかなか進まない部分もあるかなと。その辺でもうちょっとご説明いただくことは可能でしょうか。

長谷川：現在、訴訟中ということもございまして、その敷地にあるものについては、いろんな事実確認等も含めまして、区のほうからはなかなか手を出せないという状況がござい

ますので、敷地内というところでは難しいですが、例えば周辺の道路の部分とか、それ以外のあいりん地域のごみ等につきましては、こちらの環境整備事業の取組みの中で日々対応のほうをさせていただくことは可能で、対応もしているところでございます。現状としましてはそういった状況です。

戸崎：今現在は、タグをぶら下げて掃除されている方を置いてはるということですよ。それは分かっているんですけども、ここの部分のことなんです。あそこの場所のことなんです。私はよく通るんですけども、だんだん増えているんですよ。洗濯機なんかなかったのが、追加でまた 10 台ぐらいずつ一と並んでいますし。誰か止めないんですか。あそこがあるために、西成のイメージはすごく悪くなっていると思うんですよ。まして、新今宮から降りたところでしょう。この前も、旅行の若い女性団体だったと思うんですけども、旅行団体だと思うんですけども、新今宮の駅を降りてお話ししているのを聞いたら、あそこのごみの山、これが西成やなど。そういうイメージですね。そういうところに子どもたちが住めますか。根本的な問題とは思っています。

三代：総務課長の三代です。今、長谷川課長が申し上げましたけれども、今、訴訟中でございます。あそこの敷地の中に入ってしまったところというのは、勝手になかなか取れないという状況でございます。敷地から出た分については、今おっしゃっていただいたような取組みも以前からさせていただいていますし、区役所をはじめ、それから環境局さんとか、道路であると建設局さんとかと連携しまして、そういったものはもうどけていくというようなことでさせていただいているんですが、あそこの敷地に入っている部分については、今、裁判の中で、勝手に取ることはできないと。

戸崎：いつその裁判は終わるんですかね。もうだいぶ前から、星野リゾートができる前からそういうのはあったんでね。せめて星野リゾートが建つ頃には解決するかなと私は思っていたんですけども、だんだんひどくなっているんですよ。

三代：委員、すみません。また、今日のその辺のごみの問題というのは、この後いろいろご意見頂けるということで聞いておりますし、私どもも、今、この横のところですけども、西成区はほかにもそういったところを散見するところもございまして、今、西成としてそういったところについて、こういう取組みをさせていただいているというのをまたご説明させていただいた上で、またご意見頂ければと思いますので。

長谷川：先ほど、訴訟の状況ということでご意見ございましたけれども、私どものほうもお聞きしておりますのが、現在、施設の所有者の中で、大阪府のほうが代表して土地の明け渡しについて訴訟を行っているという状況になっております。

昨年 12 月の地裁判決では、大阪府の勝訴判決結果というのは出ているところですが、ただ、不法占有を現在されておりますので、どうしてもあそこの敷地から、完全に人がいなくなり、物がなくなった状態にならないと、今後の建物の解体等の手続き、そこには着手ができないというところがございます。その強制執行という取り扱いについては、裁判所のほうからは認めてもらえていないというのが現状になっております。現在は地裁判決の結

果を受けまして、被告側のほうから控訴をされている状況となっております。ですから、いつ頃かなというのは、私どもも早期の決着というのは期待しているのですが、いつというのが現状では見通しがなかなか申し上げるのは難しいかなという状況となっております。

松本：なかなか一朝一夕にはいかない問題ではあるかとは思いますが、2番目のテーマでも話し合うことをございますので、ごみ関係以外で特にご意見がなければ、次のお話のほうへ続いていきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

では、議題の2、身近なテーマでの議論について、事務局から説明をお願いいたします。

長谷川：まちづくり推進担当の長谷川でございます。私のほうから、お配りしております資料の2-1のほう、こちらについてご説明をさせていただきます。

初めに、1ページでございますが、この本事業の趣旨でございますが、あいりん地域環境整備整備事業（巡回・啓発等）の取組みということで現在行っている事業でございますが、長年にわたりまして、あいりん地域にて懸案となっております、ごみの不法投棄などへの対策につきまして、マナー啓発という趣旨も併せまして、一般的な本市の施策を補完する形で実施のほうをいたしております。地域の環境改善や、安心して暮らすことができるまちをめざすというところで、現在取組みを進めているところでございます。

この資料の左側のほうでございますが、事業内容を簡単に記載しております。1点目といたしまして、不法投棄等の抑制に向けた巡回や啓発につきましては、24時間体制での見守りを実施しております。次に2点目といたしまして、美化啓発拠点の設置や運用、これにつきましては萩之茶屋中公園と萩之茶屋南公園でいたしまして、生活ごみの分別指導や受け入れを行っているところでございます。

また、資料の右側でございますが、こちらには不法投棄ごみ対策の一つの標準的な、具体的な工程についてお示ししております。

ポイントといたしましては、このステップの0でございます、地域と行政との間で課題認識の共有化を図り、また適正化に向けた機運を醸成することが重要になってくるかと考えてございます。この出発点といたしまして、地域の方々のご理解ご協力の下、ステップの1では不法投棄の状況についての実態調査でありましたり、原因の分析を。ステップの2ではごみの清掃や現状復旧、あるいは警告ポスター等による再発抑止の取組みですね。ステップ3では巡回等によるきれいな状態を維持すること。万一、不法投棄を発見した場合は、可能な限り即時で対応をしていくということです。そしてステップ4につきましては、悪質な事案等については通報も含めました対応をしていくと。

以上の工程を基本としておりまして、こちらは活動の例といたしまして、右側に丸囲みしておりますが、地域のほうにおきましては、例えば防犯カメラの設置でありましたり、警告のポスターの貼り付け、あるいは日常的な啓発など、さまざまな取組みについての協力をいただいているというところでございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

2 ページにつきましては、これまでの事業の効果についてまとめております。こちらの左側に記載しております、ごみの推移でございますが、事業の実施以降、大幅に減少はしていただいております、いまだ残る不法投棄につきましても随時清掃等を実施し、除去しているため、まちは一定きれいな状態が維持されているというところでございます。

また、右側でございますが、こちらには昨年度の区民アンケートの結果を記載しております。あいりん地域の環境改善につきましては、60%以上の方に評価のほうは頂いております、その多くがごみの不法投棄対策の改善を理由として挙げておられるというところが結果のほうから見えてくる状況となっております。

続きまして、3 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、当事業のあいりん地域外への展開につきまして、今後の取組みのイメージを記載しております。先ほどご説明させていただきましたが、ごみの不法投棄対策については一定の評価は頂いております一方で、区内におきまして不法投棄ごみの集積地というのが散見されているという状況もでございます。今後、これまでの取組みを通じて得られましたノウハウ等を活用いたしまして、今後は区内の集積地の解消を図ってまいりたいと考えております。

右下のところを取組みのイメージを記載してございますが、先ほど 1 ページ目で触れさせていただきましてとおり、地域の方と行政とが課題を共有認識いたしまして、協働した取組みというのが重要になってくると考えてございます。

また、この対策につきましては、行政内におきましても、区役所をはじめ、建設局や関係局、また警察との連携を密に取組みを今後進めていくこととしてございます。

なお、当面につきましては、来年度から事業展開してまいりたいと考えておりますが、試行的な対策について、当面検討をしてまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。

松本：ありがとうございます。

三代：すみません。私のほうから。後々この資料 2-2、資料 2-3 とございますけれども、これ特に地域のほうからいろいろお問い合わせの時にやっぱり、これまで外国人の方が西成のほうにいられて、なかなかごみ出しのルールとかを理解されずに出しているケースがあって、そういったお問い合わせがあった時に、環境局さんや建設局さんと連携しまして、こういった多言語のもの、これをそこに貼ったりとかして周知をしてきた。今でもご要望があれば、こういうのを地域のほうにお配りをさせていただいているというところで、参考に入れさせていただいております。

ありがとうございます。

松本：ありがとうございます。そうしましたら、今ほどご説明をいただきましたあいりん地域環境整備事業につきまして、それから来年度は西成区全体に広げてというお話をいただきましたが、この件につきまして、委員の皆さまからご意見を頂いていきたいと思いません。何かございますか。

尾上：尾上です。あいりん地域の分別収集、そういうやり方というのも、これも一つやと思うんですけども、今もごみ出しのルールを知らないという方がたくさんいる。これは外国人だけじゃないと思うんですよ。簡易宿泊所一つ一つにごみを出すところがないんです。だからみんな勝手にごみをほる。それを捨てるよりもそこで集めようという、こういうコンセプトやと思うんですけど、もっといつも住んでる人に、普通一般的には普通ごみとかプラごみとかみんな分かれて出すのが当たり前なんですけれども、このあいりん地域でそれが当たり前になっていないというところ、そこを啓発するというか、なんかできへんのかなと思います。

松本：外国人だけでなく、日雇い労働者の方とか簡宿に住まわれている方対象にも啓発がいるというところですが、私も何となく実感としてよく分かるんですが、その辺については何か対策を、今、実際やってらっしゃったりとかございますか。

戸崎：ごみ問題は本当にたくさんあるんですが、うちの近所も、住宅が建ったりしたら、勝手に。うちに路地があるんですよ。路地の人がほかしに来ている、収集車が入らないからそこにほかしにきてるっていう場所があるんですけども、ごみ捨て場みたいにして。収集車が通るところの人も、これはどうしたらいいですかとごみ収集車の人に聞いたら、それは自治会でしてもらなあかんものなんですと言われて、自治会の活動はどういうことか考えていろいろ調べたら、結局住民が、地域の人が集まって話し合っ、みんながそこで立って、これは違いますよ、ここは違いますよと、うちの場合言うしかなかったんです。それで解決しました。そういう地域の問題で解決するしか仕方ないのかなとは思いました。

どの地域行ってもごみ問題を解決することはそういう感じですから、マンションでも、自治会が話し合っ、ほかのところからほかしに来たら、その自治会の人立って、そこは違いますからやめてくださいみたいなことを言ってその地域で、そのマンションで管理している、そういう感じですね、私が解決しようと思った段階ではそんな感じでした。違うんですか。

松本：いや、恐らくそのようにしないといけないということなんだろうと思います。

戸崎：その地域、地域の人がある程度意識して、管理していく、それしか地域を良くする方法はないのかなと私は思ったことがありました。今のところうちのごみ捨て場はうまくいっています。時々また何かあったら私が立って、すみません、ここは違いますよと言って。それしか方法がなかったです。

松本：今は非常に、どう言ったらいいか、そのように町会とか地域のところで対応しないと、結局は解決しないので、実際されたというお話を頂いて。

戸崎：うちの家の角が路地の収集場になっていたの、そこは仕方ないと思うんですが、収集車が通らないから、収集車の人走れば一つ集めてはる地域もありますので、それはいいかなと思ってるんですが、ほかの人が捨てに来るといのはちょっとと思立ち続けたんです。今でも時々やります。8時前には。

松本：やっぱり朝に。

戸崎：朝です。9時までに来ますから、9時～8時ごろの間。ちょっとパラパラ来る。

松本：いらっしゃる方は、外国の方とかというわけではなくて、マンションでお住まいで、違った場所に持ってきてしまうというケース。

戸崎：そうですね。外国人の方もおられましたね。区役所で外国語の案内、ありますやん、ごみの捨て方が書かれたこういう用紙があるので、それをお渡しして、これは違いますよ言うて、そうしたら分かりました言うて。そういう、地域の人たちの地道な活動しか解決方法がないのではないかなと思いますね。

松本：恐らく、地域の力がキーになってきておるなど。動いてくれるところと、意外とそういう方がいらっしゃらなくて。

戸崎：本当言うたら当たり前なんやけどね、自分らの住むまちは自分らで守るというのは、本当言ったら当たり前やねんけれども。

松本：そのほか、委員からご意見ありますか。

私自ら話し本当に恐縮なんですけれども、私は仕事場はあいりん地域なんですけど、住まいは梅南なんです。いつも鶴見橋を通るんですけど、鶴見橋の辺りは、やっぱり不法投棄なんですかね、家具とかそういうのがずっと置きっぱなし。

戸崎：家具とか。

松本：はい。家具とか、なんですかね。生活ごみよりはもっと大型のものとか、置きっ放しになっていたりとかいうのは散見するので。

戸崎：商店街ですか。

松本：商店街から外れているところですね。

もうちょっと空き地があったりそういうエリアで、ここにたまっちゃう。

松本：そうそう。所々ポイントが生じてしまって、そこにごみが何となく集まってくる。そのほかのエリアでとかは、どうなんですかね。

東：うちの近所だったら、うちは路地住んでいるんですけども、家の前でごみを置いていくんです。車が入るから。その路地の入り場にごみがたまっているところがあって、それが自転車で通る場所なんですけれども、それを町会に相談して何かなるのか分からないですし、違う人に聞いたら、町会がないからできないと言われてたり、場所によります。高齢化が進んでいて、みんな動きたくない。若い人は会費だけ町会にお金だけ払うから、もうやってほしいという人も最近増えて、回覧板でなんか回したりできるのか分からないですし。

戸崎：お金を払うだけましですよ。払わない人がたくさんいますよ。

松本：そうですね。その辺の町会とかがだんだん高齢化が進んでいて、実際に地域をマネジメントしたりという力が弱まっているということも、こういった区政会議の場でもご指摘といたしますか、現状認識としてあるのかなと思います。その中で、今回、来年度に向けて西成区全域に不法投棄対策を広げていたり、より具体的にはどういったイメージで考

えていらっしゃる。啓発、自治会の方に話し合っ、こんなふうにしていきましようとしはるのかとか、いろいろとやり方があるのかと思うんですが。

尾上：不法投棄について、ちょっと前に玉出の西のほうにきれいになったところあるんですよ。長いこと不法投棄でぶわーとなっているところはきれいになったんです。だから、やっぱりそういう、何とかしてほしいという声に応じてやっている成果もあると思うんですよ。ただ、なかなか声上げてすぐには、了解を得てそういう手続きいっぱいあって進まない、そこは流れに乗って、現実にはそこへ不法投棄があるということを現認した時に、それを町会に言うのか、行政区に言うのか、そこでどういう流れでそこがきれいになるのか、いつまでにできるのかというのが分かればみんな安心すると思うんですけれども、なんぼ言うてもそこが難しいという話で、たらい回しにされて、結局はずるずるきているということで、一番不安なのかなと思うんで、一定、解決した例があるんで、そういう経験というか、たぶん持っていると思うんですよ。解決したね。そういうところをもっと知らせてもうて、不法投棄は解決できますよというのを出してもらったらいいかなと思います。

松本：やっぱり流れがあって、こういうふうにしたら片付きますよという辺りが、今は分かかってらっしゃるところもあるけれども、やっぱり分かかっていないところも多いということはあると思うので、その辺が実際の取組みをしながらだと思っんですけれども、流れが通ってくると、いい方向へ行くのかなと思っんですが。

戸崎：不法投棄になっている場所というのは、誰も住んでおられない。

尾上：基本は住んでおられないですね。

戸崎：そこに誰かおられたら解決していただくけど。

尾上：持ち主がどこにおるか分かれへんっていうのが全体です。

戸崎：そういうところ監視カメラとか手配していただけないんでしょうか。

松本：一応、チラシには監視カメラで見えていますよという図案にはなってる。

戸崎：ちょっと写真でもばって撮って映っていますよみたいな。天下茶屋のほうでそういうのを見かけた。チラシみたいな。

古田：地域支援担当課長をしています、古田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

着座させていただきます。

監視カメラなんですけれども、西成区のほうで監視カメラを設置される自治会とかに対しまして支援させていただくという制度を設けておりますので、それらを活用していただいて、自治会のほうとかで付けていただいている事例というのは多々ございます。実際に、それを元に自治会のほうが警察に提供されるというような形で、なんばかごみを捨てた人を特定されているという事例もあるようには聞いております。ですので、何かそういった形でまたご活用いただければなというふうには思っております。自治会にもよるんですけれども、付けられた時に、やっぱりそこにカメラがあるよみたいな話を一緒にセットで掲



花岡：みなさま、たいへん暑い中、お疲れさまでございます。不法投棄の話が出ておりましたが、確かにあいりん地域のごみの不法投棄は非常に減ってきているということで、効果が出ていると思います。あいりん地域以外にも、道路に可燃が置かれていたりとかいう状況があるのも、西成区の現状なのかなと思います。これは区内の人が捨てているのかなと。区外の人が車で来て捨てているんじゃないかなと思うようなことも私はあります。西成区だからといってごみを捨てているのではないかなと思うと、本当に腹が立つ思いがいたします。せっかくこういったあいりん地域で、ごみの不法投棄、これだけ対策をして効果が出ているということでありますので、不法投棄ごみゼロ、西成区としてしっかりとイメージアップをすることで、西成区のイメージも変わるのではないかなと思いましたので、ご意見させていただきます。

以上です。

松本：花岡先生、ありがとうございます。では、山口議員、お願いします。

山口：暑い中、大変にありがとうございます。私自身も、不法投棄のご相談を度々受けることがございます。先ほど花岡先生がおっしゃったように、西成区外から来られて、車でわざわざ来て、不法投棄をされるというケースもございますし、実際に所有者が分からないというようなケース、また外国人の方がその土地を所有されていて、結局その所有者はやはりごみを捨てる、今、義務がございますので、それを今後どうしていくかというところで、1件1件さまざまな課題があるんですけれども、最後地域の方々の目も重要になってくるのかなと思いますので、日ごろ西成区にお住まいの方、行政を含めて、皆さんでこの問題を解決していかなければ前に進まないと思いますので、また私も西成区選出の議員でございますので、精いっぱいやらせていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

松本：山口先生、ありがとうございます。

そうしましたら、本日は皆さまから貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。本日の区政会議の議事は以上でございます。長時間にわたりご協力ありがとうございました。それでは事務局へお返しいたします。どうもお疲れさまでした。

木内：松本議長、委員の皆さま、どうもありがとうございました。

それでは、私のほうから数点ご連絡をさせていただきます。

今回の議事録につきましては、おおむね30日後をめどに、区のホームページに掲載し公開する予定としております。よろしくをお願いします。

また、次回の区政会議は、全委員にご参加いただきます全体会議を予定してございます。日程なんですけれども、9月26日月曜日午後2時を予定してございます。ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。会議の約1カ月前をめどにご案内を送付させていただきますので、出欠を事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第2回特区構想部会につきましては終了させていただきます。委員の皆さま、ご協力いただきましてありがとうございました。